

税務情報

経済産業省 — 「研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について」の公表

2023年度税制改正では、試験研究費の税額控除制度について、以下の改正が行われました。

- (1) 一般型の税額控除制度について、税額控除割合の見直しや、税額控除額の上限を変動させる新たな仕組みの導入により、研究開発費の増減に応じてメリットを増減させる仕組みを強化し、研究開発費の増加インセンティブをさらに高める見直しが行われた。
- (2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(オープンイノベーション型の税額控除制度)について、さらなるオープンイノベーションの促進に向けて、幅広いスタートアップ企業との共同研究、委託研究を促すため、研究開発型スタートアップ企業の対象が大幅に拡充された。また、高度研究人材(博士号取得者や外部で一定の研究者としてのキャリアを積んだ人材)を雇用した場合に、その人件費を、一定の期間、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とする新たな類型が創設された。
- (3) 試験研究費の範囲について、新たなサービス開発を促すため、サービス開発のための試験研究において既存のビッグデータを活用する場合も本制度の対象とする見直し等が行われた。

上記の改正を踏まえ、経済産業省は12月22日、[「研究開発税制について」](#)のページに以下の資料を公表しました。

■ [研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について](#) (PDF 2,452KB)

この資料(全40ページ)は以下の4部で構成されています。

1. 研究開発税制の全体像
2. 研究開発税制の詳細
3. 参考資料
4. 令和5年度の改正概要

「2. 研究開発税制の詳細」には、2023年度税制改正後の本制度の内容が解説されており、たとえば、P.16では試験研究費割合が10%を超える場合の事例を用

いて、一般型の税額控除制度における控除額の計算方法が分かりやすく解説されています。また、P.21 では高度研究人材を採用して一定の試験研究を行い、特別試験研究費の額に係る税額控除制度を利用する場合の手続のスキームが示されています。

上記(2)の特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直しを受けて、経済産業省は3月31日、スタートアップとの共同研究・委託研究について、[「令和5年4月1日以降の特別試験研究費税額控除制度におけるスタートアップとの共同研究等に係る手続きについて」](#)というページを公表しています^(*)。なお、経済産業省は[「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン〔令和3年度〕」](#)(PDF 1,616KB)も公表していますが、こちらは現時点では改訂されておらず、2023年度税制改正の内容は反映されておられません。

^(*) 本公表は、e-Tax News No.278 [「経済産業省からの公表情報」](#) (2023年4月5日発行)にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.